

80. 土地開発公社保有土地実勢価格一覧

事業名	取得年度(平成)	住所	地目	20年度末 残地積(m ²)	20年度末 簿価 (千円)	20年度末 (簡易) 実勢価格 (千円)	簿価に対する 実勢価格 の比率
都市計画街路事業	10	西大寺南町他	宅地他	1,111.44	647,531	158,618	24.5%
大和中央道街路改良事業	18	敷島町二丁目他	宅地	165.47	57,254	11,975	20.9%
三条線街路改良事業	19他	油阪地方町他	宅地	716.88	895,146	259,474	29.0%
西ふれあい広場建設事業	5他	二名七丁目	山林他	48,155.83	2,176,081	88,124	4.0%
公園建設事業	4	奈良阪町	田他	8,557.00	494,600	16,987	3.4%
奈良阪緑地整備事業	13	奈良阪町	山林	1798.33	77,853	4,496	5.8%
JR奈良駅周辺地区駐車場整備事業	6	三条本町他	宅地他	2005.95	2,482,228	288,305	11.6%
仮称古市光ヶ丘線新設事業	8	古市町	雑種地	345.18	25,706	12,821	49.9%
仮称古市高山線新設事業	10	古市町	宅地	487.64	34,565	18,112	52.4%
仮称あやめ池疋田線新設事業(★)	13	宝来町	原野他	1200.34	70,445	70,445	100.0%
仮称西ノ京六条線新設事業	16他	六条一丁目他	田	916.48	58,410	52,501	89.9%
京終駅前自転車駐車場整備事業	3	南京終町他	雑種地	795.81	180,165	74,124	41.1%
帯解駅前自転車駐車場整備事業	5他	今市町	雑種地	1,451.11	82,582	65,300	79.1%
文化振興施設整備事業	13	手貝町	宅地	212.79	34,191	21,917	64.1%
ならまち振興館整備事業	3	井上町	宅地	1470.23	1,201,741	176,848	14.7%
ならまちセンター駐車場整備事業	4	高畑町	宅地	498.15	774,750	77,569	10.0%
ならまち駐車場建設事業	6	南袋町	宅地	1774.91	697,832	198,283	28.4%
野外活動広場整備事業	8	奈良阪町	山林他	36,491.00	394,500	91,228	23.1%
体育施設整備事業	9	横井町	山林	38,239	429,363	11,042	2.6%
商店街共同施設設置事業	7他	椿井町他	宅地	1669.15	468,353	235,277	50.2%
老人ホーム建設事業	4他	古市町	雑種地	2388.49	255,119	98,269	38.5%

事業名	取得年度(平成)	住所	地目	20年度末残地積(m ²)	20年度末簿価(千円)	20年度末(簡易)実勢価格(千円)	簿価に対する実勢価格の比率
福祉総務課分室整備事業	5	三条大路一丁目	宅地	1089.48	788,123	137,274	17.4%
福祉作業所建設事業	11	古市町	雑種地	788.18	66,324	32,428	48.9%
古市小集落地区改良事業	5	古市町	田他	1665.72	211,399	70,436	33.3%
杏中公園整備事業	7	杏町	宅地	440.39	66,918	13,841	20.7%
杏中第3駐車場整備事業	7	杏町	雑種地	75.10	7,510	2,135	28.4%
横井第7駐車場整備事業	10	横井一丁目	宅地	184.98	46,982	4,492	9.6%
杏南第4駐車場整備事業	11他	杏町	宅地	537.31	69,031	19,880	28.8%
杏南第5駐車場整備事業	13	杏町	雑種地	203.43	22,299	7,701	34.5%
横井第7駐車場整備事業	15	横井一丁目	雑種地他	110.32	17,689	2,679	15.1%
古市小集落地区改良事業	16	古市町	山林	234.10	27,761	9,832	35.4%
中ノ川造成事業	2他	芝辻町他	山林他	159,761.10	8,267,321	74,980	0.9%
近鉄西大寺北地区駅前広場整備事業(★)	15	西大寺栄町	雑種地	1542.43	210,965	210,965	100.0%
市営住宅建替事業 市営住宅内公園整備事業	5	古市町	田	256.94	32,609	10,865	33.3%
河川改修事業	7他	古市町	雑種地他	640.08	48,794	3,109	6.4%
合計				317,980.74	21,422,138	2,632,336	12.3%

(簡易)実勢価格の計算にあたっての注意事項

- 注1 路線価の設定がある土地については、地積×路線価×100/70(※1)で算出した
注2 路線価の設定がない土地については、地積×近傍土地単価×奈良税務署が規定する倍率×100/80(※2)で算出した
注3 地目、土地の形状、道路との接し方等各種の補正を行っていない
注4 計算上(簡易)実勢価格が簿価を超える土地(★)については、簿価を実勢価格とした

※1-2 固定資産税における土地の評価額は、公示価格の7割とすることと規定されているため、割り戻した。
同様に、相続税における土地の評価額は、公示価格の8割とすることと規定されているため、割り戻した。